

中央区居宅訪問型保育事業のご案内（4月利用）

中央区居宅訪問型保育事業とは、0歳児クラスから2歳児クラスの入園を希望されて入所保留（見込みを含む。）となった方を対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

1 利用条件等

区分	内 容	
対象児童	次の条件を全て満たす場合に対象になります。 <ul style="list-style-type: none">・0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスであること。・認可保育所等の入所を申し込み、入所が保留となっている方（見込み含む。）。・申し込みをした希望園が2園以上の方。・ご自宅において保育環境を確保できる方。	
保育者	保育士資格者や居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育者が複数人でローテーションを組んで保育を行います。	
保育時間	通常保育	保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分まで 保育短時間：午前8時30分から午後5時までのうち8時間以内
	延長保育	保育標準時間：午後6時30分から午後7時30分まで (0歳クラス児童は利用できません。) 保育短時間：預かり時間後2時間を限度 (0歳クラス児童は午後6時30分まで)
保育料	<ul style="list-style-type: none">・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、期間限定型保育事業を利用するすべてのお子さんの保育料（延長保育料を除く。）は無償になります。	
延長保育料	<ul style="list-style-type: none">・延長保育料は1時間あたり、1,000円です。（無償化対象外）	
保育者の交通費	1日 1,100円（無償化対象外） 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については区の補助制度があります（月上限20,000円か実費額の2/3 いずれか低い方）。 ※年度末または利用終了時に区から交通費について補助金の請求案内を送付します。	
給食	昼食、おやつなどは保護者の方にご用意いただきます。 保育者は調理不可です。食事の温めや簡単な盛り付けであれば可能です。	
その他	<ul style="list-style-type: none">・面談の際に保育室の環境と広さを確認します。明らかに自宅内で保育に適応しないと判断する場合は利用できない場合があります。また、保育環境が整わず、利用開始が遅れる場合があります。・障害や疾病のあるお子さんについては、運営事業者との面談において、安全にお預かりすることが可能であると判断されたお子さんが対象となります。また、保育者の確保状況により希望する利用月での利用開始が難しい場合や、利用開始後の慣れ保育に時間を要する場合があります。・保育中に、兄弟が帰宅する場合、上のお子さんを保育することはできません。在宅の場合、別途、請求が発生する場合があります。・居宅訪問型事業はベビーシッターと異なり、「保育所保育指針」に準ずる保育内容が求められており、習い事や指定された場所への送迎、家事サービスは行いません。	

2 運営事業者

事業者	連絡先	定員
株式会社ポピングズファミリーケア	0120-27-2100	35名

事業の詳細は区ホームページでもご覧いただけます。
(ページID: 4807)



3 必要書類

- 居宅訪問型保育事業利用申込書
- 複数の保育事業を希望する方へ（本事業の他に期間限定型保育事業を希望している方のみ）

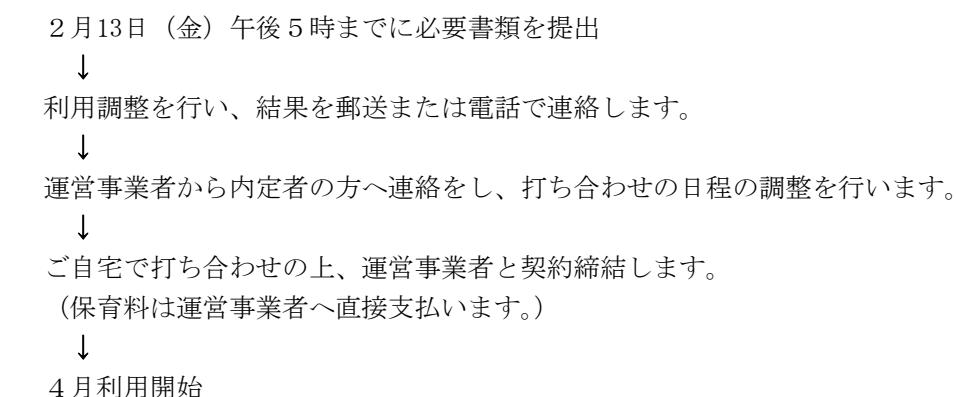
4 受付期間等

受付方法	窓口で提出する場合	受付場所：中央区役所 6階保育課、日本橋・月島・晴海特別出張所 受付期間：2月2日(月)～2月13日(金) 時 間：午前8時30分～午後5時まで（土日・祝日を除く。） ※提出に際してのご相談・ご質問等がある場合は、区役所 6階保育課保育入園係へお問い合わせください。それ以外の受付場所では、書類を受領するのみとなりますので、ご注意ください。
	郵送で提出する場合	〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所保育課保育入園係 宛て ※郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。 ※受付期間最終日の午後5時必着です。消印有効ではありません。 ※FAX・メールでの提出およびオンライン申込は受け付けていませんので、ご注意ください。

5 利用者の決定等

- (1) 利用の申込数が、本事業の受入枠を超えた場合は、区の利用調整基準により利用の可否を決定します（「令和8年度保育園のごあんない」の37～39頁をご覧ください。）。
- (2) 利用調整結果は、郵送または電話でご連絡します。
- (3) 本事業は、直接運営事業者との契約となります。

【居宅訪問型保育事業の流れ】



6 本事業利用開始後の認可保育所申込の調整指数について

(1) 調整指数について

本事業の利用開始後の翌月分の利用調整から以下の指数が適用されます。

- ・ 0、1歳児クラス申し込み児に調整指数「+1」が適用。
- ・ 2歳児クラス申し込み児に調整指数「+3」が適用。

★保育を必要とする事由が「妊娠・出産」または「求職活動」の期間を除く。

※調整指数により入所を保証するものではないことをあらかじめご了承ください。

※調整指数は各事業を利用している間のみ適用されます。途中で利用を終了した場合は、適用されません。

(2) 優先順位について

居宅訪問型保育事業を利用するお子さんの兄弟姉妹が認可保育所の入所申込をする場合、「令和8年度保育園のごあんない」39頁の優先順位7「区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合」は適用されません。

7 その他

- (1) 本事業を利用する期間は、認可保育所等の入所待機期間となります。認可保育所等に内定した場合は、居宅訪問型保育事業の利用は終了となり、内定先の認可保育所等に入所していただきます。保育園等の内定を辞退した場合、年度内は再度本事業を申し込みことはできません。また、申込有効期間が終了した場合は、利用終了となります。
- (2) 令和9年4月に認可保育所の入所を希望される場合は募集の時期に改めて入所申込手続きが必要です。
- (3) 本事業利用開始後、復職し、短時間勤務を取得した場合、待機されている認可保育所の利用調整における基本指標が下がってしまうことがありますのでご注意ください（「令和8年度保育園のごあんない」46頁をご覧ください。）。
- (4) 認可保育所の申し込みは支給認定の有効期間内においては、引き続き有効になります。有効期間が切れたことについて区から通知はいたしません。
- (5) 本事業利用中は、「令和8年度保育園のごあんない」78頁に記載の特例在園は利用できません。
- (6) 中央区への転入予定でお申込みの場合、中央区への転入手手続き後、中央区役所6階保育入園係でも転入の手続きが必要です。（出張所でお手続きはできません。）令和8年3月31日（火）までに必ず手続きを行ってください。

【問い合わせ先】中央区福祉保健部保育課保育入園係

電話 03（3546）5227・5387・9587
8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く。）